

平成26年12月14日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙
立候補の手引

青森県選挙管理委員会

目 次

第 1 一般的な注意事項	1
第 2 立候補届出手续	2
1 立候補の届出	2
2 届出に必要な書類	2
3 その他の届出	5
4 候補者に交付する物品・証明書類一覧表	7
5 候補者届出政党に交付する物品・証明書類一覧表	8
第 3 物品及び証明書類の使用に関する注意	9
1 選挙事務所の標札	9
2 選挙運動用自動車、船舶の表示板	9
3 選挙運動用拡声機の表示板	9
4 街頭演説用標旗	9
5 街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車船舶乗車船用腕章	9
6 通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票	10
7 新聞広告掲載証明書	11
8 公職の候補者旅客運賃後払証	11
9 個人演説会又は政党演説会用立札、看板の表示票	12
10 選挙運動用ビラの証紙交付票	12
11 選挙運動用ポスター証紙交付票	12
第 4 特に注意を要する選挙運動	12
1 選挙事務所	12
2 自動車、船舶及び拡声機の使用	14
3 文書図画の頒布	15
4 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布	18
5 文書図画の掲示	19
6 ポスター掲示場	22
7 文書図画の撤去義務	22
8 新聞広告	23
9 政見放送	23
10 経歴放送	27
11 個人演説会及び政党演説会	27
12 街頭演説	31
13 選挙公報	32

第1 一般的な注意事項

1 選挙に関する届出等の時間及び場所

選挙について、選挙管理委員会、選挙長、選挙分会長等に対してなされるすべての届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています（法270）。

なお、委員会及び選挙長への届出は、公示の日については各選挙長事務取扱場所（5（3））へ、公示の日の翌日以降については県庁南棟3階の県委員会事務局へ提出してください。

2 物品等の交付

立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付物品・証明書類一覧表と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。

3 物品等の保管

物品及び証明書類の交付を受けた後、再交付しない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又はき損のないよう保管に注意してください。

4 選挙運動用通常葉書及び特殊乗車券

選挙運動用として交付を受けた通常葉書及び特殊乗車券は、他人に譲渡してはならないし、立候補の届出が却下され、又は立候補を辞退したときは、選挙運動に使用しなかった全部又は残部を県委員会に直ちに返還しなければなりません。この場合、使用済みの分については、そのことを証明する明細書の添付を要します。

5 選挙長等

青森県選挙管理委員会委員長及び選挙長の氏名、選挙長の事務を取り扱う場所は次のとおりです。

(1) 青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

(2) 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長

ア 青森県第1区 坪田 左 近

イ 青森県第2区 古館 實

ウ 青森県第3区 野坂 哲

エ 青森県第4区 成田 満

(3) 選挙長事務取扱場所

ア 公示の日

青森県第1区 （青森市役所第三庁舎1階入札室）

- 青森県第2区 (十和田市役所本館2階会議室)
青森県第3区 (八戸市庁別館2階会議室)
青森県第4区 (弘前市役所新館2階第1会議室)
イ 公示の日の翌日以降 全選挙区とも、県庁南棟3階県委員会事務局

第2 立候補届出手続

1 立候補の届出

立候補の届出には、次の方法があります。

(1) 政党届出 (法86①)

次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体（以下「候補者届出政党」といいます。）が当該候補者届出政党に所属する者を届け出をいいます。

ア 所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。

イ 直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選挙若しくは比例代表選挙において有効投票の総数の100分の2以上の得票を得たこと。

(2) 本人届出 (法86②)

候補者となろうとする者が本人自ら届け出をいいます。

(3) 推薦届出 (法86③)

選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て他人を届け出をいいます。

2 届出に必要な書類

届出に必要な書類は、次のとおりです。

(1) 政党届出

ア 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）（様式1）

イ 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 ※名称保護の届出を行っている政党等で、その内容に変更のないものは省略できます。

ウ 候補者届出要件該当確認書

(ア) 上の1(1)ア（法86条第1項第1号要件該当）の場合

・・・候補者届出要件該当確認書（様式2）、承諾書、宣誓書

(イ) 上の1(1)イ（法86条第1項第2号要件該当）の場合

・・・候補者届出要件該当確認書（様式5）

※名称保護の届出を行っている政党等で、その内容に変更のないものは省略
できます。

エ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書（様式6）

- オ 候補者となることの同意書（様式 7）
- カ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（様式 8）
- キ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書（様式 9）
- ク 供託証明書
- ケ 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- コ 通称認定申請書（通称を使用する場合）（様式 10）
- サ （通称認定申請）承諾書（通称を使用する場合）（様式 11）
- シ 住民票の抄本

(2) 本人届出

- ア 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）（様式 1）
- イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（様式 2）
- ウ 所属する政党（政治団体）に関する文書（政党その他の政治団体に所属している場合）（様式 3）
- エ 団体所属証明書（政党その他の政治団体に所属している場合）（様式 4）
- オ 供託証明書
- カ 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- キ 通称認定申請書（通称を使用する場合）（様式 5）
- ク 住民票の抄本

(3) 推薦届出

- ア 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）（様式 1）
- イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書（様式 2）
- ウ 団体所属に関する文書（政党その他の政治団体に所属している場合）（様式 3）
- エ 団体所属証明書（政党その他の政治団体に所属している場合）（様式 4）
- オ 供託証明書
- カ 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- キ 候補者推薦届出承諾書（様式 5）
- ク 推薦届出者（当該選挙区内の者に限る。）の選挙人名簿登録証明書
- ケ 通称認定申請書（通称を使用する場合）（様式 7）
- コ 住民票の抄本

(4) 留意事項

ア 候補者届出書

- (ア) 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表等に記載された文字を使用して届け出ることには差し支えありません。（例えば、濱→浜、澤→沢 等）
- (イ) 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無の判定上必要となるものですから、省略せず正確に書いてください。

生年月日欄のカッコ内には、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

- (ウ) 「職業」は、特に公職については、単に「公務員」と書かないで、「何々市何々委員」というようになるべく詳細に記載してください。
- (エ) 政党届出において、候補者が同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載してください。
- (オ) 政党届出において、法86条第5項ただし書きの規定により、中央選挙管理会に対して名称保護の届出を行っている政党等は、綱領・党則等及び候補者届出要件該当確認書（2号要件該当）の添付を省略することができますが、この場合、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載してください。

記載例：衆議院名称保護届出政党につき、上記1、2の書類の添付を省略

イ 供託証明書

- (ア) 現金300万円又は額面300万円の国債証券を供託しなければなりません。

供託は、政党届出の場合は、候補者を届け出ようとする政党の名義で、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で供託することが必要です。

この場合、候補者の氏名の記載は、戸籍簿に記載された氏名によらなければなりません。

- (イ) 供託証明書は、供託をした法務局（支局・出張所）で交付します。

ウ 通称認定申請書

- (ア) 候補者届出政党は、立候補届出の告示、新聞広告、政見放送、経歴放送、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に当該候補者届出政党の届出に係る候補者の氏名が記載され、又は使用される場合に、本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該候補者の承諾を得て、立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません。
- (イ) 本人届出、推薦届出の場合も、立候補届出の告示、新聞広告、経歴放送、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に上記(ア)と同様としたいときは、立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません。
- (ウ) 申請に際しては、選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（葉書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。

エ 住民票の抄本

候補者の住所を確認する必要がありますので、住民票の抄本を添付してください。

(5) その他

- ア 立候補の届出書については、12月1日までの執務時間内に事前審査を行いますので、所要の事項を全部正確に記載して、県委員会事務局に持参してください。
- イ 事前審査を受けない場合、立候補届出当日不備があるときは、選挙長が届出を却下することもありますので、ご注意ください。
- ウ 立候補の届出の際は、候補者届出書に押した印鑑を必ず持参してください。
- エ 立候補届出の日時は、公示日（12月2日）の午前8時30分から午後5時までです。なお、立候補届出の受付の方法は、午前8時30分前までに到着した方が2人以上いる場合は、くじにより受付順を決定します。
- オ 立候補届出受付は、各選挙区選挙長事務取扱場所（P1）で行います。

3 その他の届出

(1) 立候補の辞退届出等

- 候補者の届出の取り下げ又は立候補の辞退は、公示日の午後5時までに、候補者届出政党又は候補者が文書で選挙長に届出をしなければなりません。
- なお、政党届出による候補者が自ら辞退することはできません。

(2) 立候補届出事項の異動届出

- 立候補の届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出てください。

(3) 出納責任者、選挙事務所及び選挙運動に使用する者の届出

- ア 出納責任者
後述する出納責任者及び出納責任者の職務代行者の項（P40）を参照してください。
- イ 選挙事務所
後述する選挙事務所の項（P12）を参照してください。
- ウ 選挙運動に使用する者の届出
後述する選挙運動に使用する者に対する報酬の支給の項（P43）を参照してください。

(4) 選挙立会人となるべき者の届出

- ア 選挙立会人となるべき者は、当該選挙の選挙権を有する者でなければなりません。
- イ 届出先は、選挙長で、届出期限は、選挙期日前3日（12月11日）の午後5時までです。届出は任意ですが、候補者届出政党か候補者（推薦届出の場合でも）のいずれかが届出することになっています。
- ウ 届出の際には、立会人となるべき者の承諾書を添付しなければなりません。

(5) 開票立会人となるべき者の届出

- ア 開票立会人となるべき者は、開票区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。
- イ 届出先は、各市町村委員会で、届出期限は、選挙期日前3日（12月11日）の午後5時までです。届出は任意ですが、候補者届出政党か候補者（推薦届出の場合でも）のいずれかが届出をすることになっています。
- ウ 届出の際には、立会人となるべき者の承諾書を添付しなければなりません。

4 候補者に交付する物品・証明書類一覧表

立候補届出の際に、次の物品・証明書類を交付します。

交付物品・証明書の種類	数量	交付者	使用の目的	摘要
選挙事務所の標札	1	県委員会	選挙事務所の入口に掲示する。	
選挙運動用自動車・船舶表示板	1	県委員会	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲出する。	自動車、船舶につきどちらか1を選択使用できる。
選挙運動用拡声機表示板	1	県委員会	拡声機送話口の下部に常時掲出する。	
街頭演説用標旗	1	県委員会	街頭演説の場合に掲出する。	
選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章	4	県委員会	候補者、運転手1名及び船員以外の者が乗車(船)中着用する。	
街頭演説用腕章	11	県委員会	街頭演説に従事する者が着用する。	1標旗の下に自動車・船舶乗車船用腕章を通じて15以内に限る。
候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙長	無料葉書の交付を受け、又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合、日本郵便(株)青森中央郵便局に提示する。	通常葉書35,000枚
選挙運動用通常葉書差出票	70	選挙長	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付する。	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に差し出す場合、1枚の差出票により、500枚の葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書(新聞広告掲載承諾通知書)	5	選挙長	希望する新聞社に提出し、無料で広告を掲載できる。	横9.6cm、縦2段組以内記事下に限る。色刷りは認められない。
公職の候補者旅客運賃後払証	15	選挙長	鉄道の各駅又はバス会社本社の出札口に提出して無料で「パス」の交付を受ける。	
個人演説会用立札看板表示票	5	県委員会	演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類に表示する。	個人演説会会場外のいずれの場所においても掲示しておくことができる。
選挙運動用ビラ証紙交付票	1	県委員会	県委員会に提出し、選挙運動用ビラ証紙の交付を受ける。	ビラの枚数70,000枚

5 候補者届出政党に交付する物品・証明書類一覧表

交付物品・証明書の種類	数量	交付者	使用の目的	摘要
選挙事務所の標札	届出候補者数	県委員会	選挙事務所の入口に掲示する。	候補者届出選挙区ごとに1枚使用できる。
選挙運動用自動車・船舶表示板	1	県委員会	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲出する。	自動車、船舶につき、どちらか1を選択し使用できる。
選挙運動用拡声機表示板	1	県委員会	拡声機送話口の下部に常時掲出する。	
候補者届出政党用通常葉書使用証明書	届出候補者数	県委員会委員長	有料葉書を買受け又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合、日本郵便(株)青森中央郵便局に提示する。	届け出た候補者1人につき葉書20,000枚
新聞広告掲載証明書	16	県委員会委員長	希望する新聞社に提出し、無料で広告を掲載できる。	スペース 記事下 全部の規格 (横38.5cm 縦4段組以内) 1回当たりの規格 (横9.6cm)の整数(2 縦1段組)以上)倍 形態は長方形に限る。 色刷りは認められない。
新聞広告掲載承諾通知書	8	県委員会委員長	掲載を希望する新聞社に提出する。	
政党演説会用立札看板表示票	届出候補者数×2	県委員会	政党演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類に表示する。	表示を付した立札及び看板の類は、演説会会場外のいずれの場所においても、1選挙区につき2枚以内を選挙運動のために使用することができる。
選挙運動用ビラ証紙交付票	届出候補者数	県委員会	県委員会に提出し、当該交付票1枚につき40,000枚以内の証紙の交付を受ける。	届出候補者1人当たり及び1選挙区当たり40,000枚
選挙運動用ポスタ一証紙交付票	届出候補者数	県委員会	県委員会に提出し、当該交付票1枚につき1,000枚以内の証紙の交付を受ける。	届出候補者1人当たり及び1選挙区当たり1,000枚

(注) 候補者届出政党に対する交付物品等の交付は、各小選挙区の立候補の届出状況を確認した後(概ね午前9時頃)に、県庁南棟3階選挙管理委員室において行います。
なお、受領に来られる方から受領印をいただきますので、受領に来られる方の印鑑を御持参くださるようお願いいたします。

第3 物品及び証明書類の使用に関する注意

1 選挙事務所の標札

(1) 交付される標札は、選挙事務所を設置した場合に選挙事務所の入口の見やすいところに常時掲示しておかなければなりません。

(2) 万一、標札が盗難にあい、又は紛失若しくはき損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請等の手続をとる必要があります。

なお、上記のような事態が起こったときは、盗難又は紛失による場合は、再交付申請書に盗難届又は紛失届をした警察署名及び当該警察署へ届け出た年月日を記載し、き損による場合はき損した標札を併せて添えることとなっています。

2 選挙運動用自動車・船舶表示板

(1) この表示板は、選挙運動用自動車（船舶）の冷却器等の前面に、当該自動車（船舶）の使用時、常時掲出しておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、1の(2)を参照してください。

(3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、道路交通法等取締法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

3 選挙運動用拡声機表示板

(1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に、使用中、常時掲出しておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、1の(2)を参照してください。

4 街頭演説用標旗

(1) 街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、候補者個人が街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、1の(2)を参照してください。

5 街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章

(1) 街頭演説用腕章は、県委員会から11枚交付されますが、これと同時に選挙運動用自動車・船舶乗車船用腕章が4枚交付されます。この場合、乗車船用腕章は、街頭演説の際にも使用することができます。

(2) 再交付の手続は、1の(2)を参照してください。

6 通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

(1) この証明書を選挙運動期間中に日本郵便（株）青森中央郵便局に提出すれば、候補者用については、候補者1人につき35,000枚の「選挙用」の表示をしてある無料葉書が交付され、また、候補者届出政党用については、届出候補者1人につき20,000枚の「選挙用」の表示をしてある通常葉書を買受けることができます。

また、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を用いる場合には、「選挙用」の表示を受けるためにこの証明書の提示を必要とします。

(2) この証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、無料葉書の交付若しくは通常葉書の買受け又は手持ち葉書の表示は、数回に分けて受けることができます。

(3) 選挙運動のため使用できる通常葉書は日本郵便（株）青森中央郵便局から、候補者用については無料で交付され、また、候補者届出政党用は有料で買受けることができますが、その全部又は一部の無料交付を受けないとき又は買受けないときは、手持ちの私製葉書又は郵便葉書も使用できます。

なお、この場合でも、使用できるのは、候補者又は候補者届出政党が使用できる範囲内の枚数に限られ、また、前記(1)の「選挙用」の表示を受けなければなりません。

(4) 候補者の使用する手持ちの私製葉書又は郵便葉書は、日本郵便（株）青森中央郵便局において表示を受けることによって無料で郵送できますが、候補者届出政党用の葉書の郵送は、有料となります。

候補者が手持ちの私製葉書又は郵便葉書を使用する場合は、その購入に要した費用は、選挙運動費用に算入されます。

(5) 葉書の発送は、必ず日本郵便（株）の郵便局（青森中央、青森西、弘前、五所川原、むつ、野辺地、八戸、八戸西、三沢、十和田郵便局）の郵便窓口又はゆうゆう窓口[※]に差し出さなければなりません。この場合、候補者用の葉書は選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことが必要です。

なお、葉書を郵送によらず、選挙人に路上で手渡すとか毎戸に配布することはできません。

(6) 選挙用の表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ又はき損したものについては、その枚数に限って手持ちの葉書を代えて使用することができます。この場合、選挙用の表示を受けた日本郵便（株）の郵便局に手持ちの葉書を提出して、「選挙用」である旨の表示を受けなければなりません。無料葉書の再交付を受けることはできません。書き損じの葉書は、日本郵便（株）において選挙運動の期間中保管することとなっています。

7 新聞広告掲載証明書

- (1) 候補者又は候補者届出政党は、この証明書を掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば、無料で新聞広告をすることができます。

広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日まで）でなければなりません。新聞によっては相当日数の余裕をもって申し込まなければ、自己の希望する箇所に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）を新聞社と契約しておく必要があります。

- (2) 新聞広告は、候補者が行うものについては、回数は5回に限られ、1回当たりのスペースは横9.6cm、縦2段組以内で、広告の場所は記事下、色刷りは認められていません。

また、候補者届出政党が行うものについては、回数は8回以内で、寸法は通じて横38.5cm、縦4段組以内で、1回当たりの寸法は、横9.6cm、縦1段組の寸法の整数（2以上のものに限る。）倍の寸法（その形態が長方形であるものに限る。）とされ、広告の場所は記事下、色刷りは認められていません。

(3) 掲載の手続

候補者又は候補者届出政党は、新聞広告をしようとするときは、選挙長又は県委員会が立候補の届出を受理した際に交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞広告をしようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければなりません。なお、候補者届出政党は、横9.6cm、縦1段組の寸法ごとに「新聞広告掲載証明書」を1枚提出することとなっています。（規則20①、②）

- (4) 広告は、候補者又は候補者届出政党でなければできませんが、その記載内容は自由であって、候補者等の写真、政見等のもとより差し支えなく、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。

8 公職の候補者旅客運賃後払証

- (1) この証明書は、候補者、推薦届出者又はその他の選挙運動員が選挙運動の期間中、県内で鉄道、軌道及び乗合バス等の交通機関を利用するため、無料乗車券の交付を受けるために必要な証明書です。

- (2) この証明書に必要事項を記入して次の乗車券の発行所に提示すると、特殊乗車券（いわゆるパス）が合計15枚無料で交付されます。この場合、どの交通手段を選ぶかは候補者の自由であり、例えば、鉄道10枚、乗合自動車5枚というように分けることもできます。

ア 鉄道・・・鉄道の駅（係員配置駅に限る。）

イ 軌道・・・軌道の駅（ " ）

ウ 一般乗合旅客自動車・・・バス会社の本社

(3) 特殊乗車券の通用区間は、鉄道、軌道用は県内の各社路線内各駅相互間、一般乗合旅客自動車用は県内バス路線全線です。

(4) 特殊乗車券は、発行日から選挙の期日後5日目まで使用できますが、この日が過ぎたら直ちにそれぞれの発行所へ返さなければなりません。

また、グリーン車、特別急行、普通急行、寝台等を利用するときは、別にその料金を支払わなければなりません。

9 個人演説会又は政党演説会用立札、看板の表示票

(1) この表示票は、個人演説会又は政党演説会の開催中、会場前の公衆の見やすい場所に掲示する立札又は看板の類の表面で、見やすい箇所に表示しておかなければなりません。

(2) 再交付の手続は、1の(2)を参照してください。

10 選挙運動用ビラ証紙交付票

選挙運動用ビラは、候補者が頒布するものにあつては、候補者1人について、県委員会に届け出た2種類以内のもの70,000枚、候補者届出政党が頒布するものにあつては、40,000枚に当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内で、届け出た候補者に係る選挙区ごとに40,000枚以内のビラを使用することができますが、このビラには県委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができないことになっていますので、この証紙の交付を受ける際に県委員会に提示してください。

11 選挙運動用ポスター証紙交付票

候補者届出政党は、1,000枚に青森県における届出候補者の数を乗じて得た数以内で、届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内の枚数のポスターを掲示することができますが、このポスターには県委員会が交付する証紙を貼らなければ掲示することができないことになっていますので、この証紙の交付を受ける際に県委員会に提示してください。

第4 特に注意を要する選挙運動

公職選挙法に違反して選挙運動を行い罰金刑又は禁固以上の刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権が停止される場合があるので、十分注意してください。(法252①,②)

1 選挙事務所

(1) 選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いてもその実態が、特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合には、選挙事務

所と認められます。

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）及び候補者届出政党に限られます。（法130①(1)）

ア 設置できる選挙事務所の数

候補者又はその推薦届出者が設置するものにあつてはその候補者1人につき1箇所、候補者届出政党が設置するものにあつては届け出た候補者に係る選挙区ごとに1箇所となっています。（法131①(1)）

イ 選挙事務所を設置したときの手続（法130②, 令108①, ②）

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で県委員会及び選挙事務所が設置された市町村委員会に届け出なければなりません。

届出の内容は、

- (ア) 選挙事務所の所在地・電話番号
- (イ) 選挙事務所の設置年月日
- (ウ) 候補者の氏名
- (エ) 設置者の氏名（立候補届出が本人届出の場合には候補者、推薦届出の場合には推薦届出者）又は名称及び代表者氏名（候補者届出政党が設置する場合）ですが、設置者が推薦届出者であるときは、さらに次の文書を添付しなければなりません。
- (オ) 選挙事務所を設置することを候補者が承諾した旨の文書
- (カ) 推薦届出者が数人いるときは、その代表者である旨の文書

(2) 選挙事務所の異動（法130②, 131②, 令108③）

一度設置した選挙事務所を移転（異動）し、又は廃止することは1日につき1回限り自由に行うことができます。この場合でも文書で県委員会及び新旧選挙事務所所在地の市町村委員会及び異動後の市町村委員会に届け出なければなりません。ただし、選挙管理委員会から閉鎖を命じられたり、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を要しません。

異動することができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法（法131③, 143①(1), ⑤, ⑦, ⑨, ⑩）

ア 選挙事務所には、立候補の届出の際に県委員会から交付される標札を、その入口の見やすいところに掲示しておかなければなりません。

イ 選挙事務所には、その表示のために次のものを掲示することができます。

(ア) 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

(イ) 規格

- a ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えてはなりません。縦を横にすることは自由です。
- b ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

(ウ) 数量

ポスター、立札及び看板の類は通じて3以内、ちょうちんの類は1個に限られています。

(エ) 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり候補者の写真や画像等を貼りつけることは差し支えありません。

(オ) 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日における設置場所 (法132)

選挙事務所の設置場所は別段の制限がなく、選挙当日でも設置しておくことが認められます。ただし、選挙当日には、投票所を設けた場所の入口から（入口が2箇所以上あるときは、そのいずれからも）300m以内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は300m外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合は、異動（又は廃止）届が必要です。

(5) 選挙事務所内で頒布できる文書図画

ア 県委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。（法142①(1)、令109の6）

イ このビラは、県委員会が交付した証紙を貼らなければ頒布することはできません。（法142⑦）

2 自動車、船舶及び拡声機の使用

(1) 候補者が使用するもの

ア 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。）1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを選挙運動のために使用することができます。（法141①）

イ 自動車又は船舶及び拡声機には、県委員会が交付する表示板を表示しなければなりません。

なお、拡声機については、これ以外に個人演説会又は幕間演説の開催中、その会場において別に1そろい使うことができ、これには表示板を掲示する必要はありません。（法141①、⑤）

ウ 使用できる自動車（令109の3）

(ア) 乗車定員10人以下の乗用自動車（オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。）

(イ) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（小型乗用自動車及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたもの）

(ウ) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（いわゆるジープをいい、

幌付きのジープも使用できます。)

なお、これら使用できる自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、例えば、ジープの幌を取り外したり、ライトバンの後ろの物品積載口を開いたまま走行することはできません。

エ 自動車等の乗車制限（法141の2）

(7) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、自動車1台又は船舶1隻について候補者、運転手（1名）及び船員（人数の制限はない）を除き4人を超えてはなりません。

(イ) (7)の乗車又は乗船する者（候補者、運転手及び船員を除く。）は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません。

オ 車上の選挙運動の禁止（法141の3）

法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）の規定により、選挙運動のために使用する自動車の上においては、選挙運動をすることができません。

ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に走行中の自動車（船舶）の上において連呼行為をすることは例外的に認められています。（法141の3ただし書, 140の2①ただし書）

(2) 候補者届出政党が使用するもの

ア 候補者を届け出た都道府県ごとに自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを、当該届出候補者が3人を超える場合には、その超える数が10人を増すごとにこれらに自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを加えたものを選挙運動のために使用することができることとなっていますが、本県においては、自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいに限り使用することができます。（法141②）

イ 自動車又は船舶及び拡声機には、県委員会が交付する表示板を表示しなければなりません。（法141⑤）

ウ 使用できる自動車の種類、構造及び乗車人数の制限はありません。

エ 車上の選挙運動の禁止については、候補者が使用する自動車における場合と同じです。

(3) 自動車の使用の公営（法141⑦）

供託金を没収されない候補者は、政令で定める額（別途参考資料参照）の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができます。なお、候補者届出政党が使用する選挙運動用自動車については、公営制度はありません。

3 文書図画の頒布

選挙運動のために使用する文書図画は、通常葉書及び選挙運動用ビラのほか頒布することはできません。（法142①）

(1) 通常葉書

ア 候補者が頒布するもの

(7) 頒布できる枚数は、候補者1人について、35,000枚です。（法142①(1)）

- (イ) 通常葉書の掲載文の内容に制限はありませんので、候補者の写真を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項（例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事）を掲載することはできません。

イ 候補者届出政党が頒布するもの

- (ア) 頒布できる枚数は、20,000枚に県内の当該政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内です。(法142②)
- (イ) 通常葉書は、立候補届出の後、県委員会が交付する「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」を日本郵便（株）青森郵便局に提示することにより、有料で買い受けることができます。(郵便規則3②)

ウ 通常葉書の頒布期限

通常葉書の頒布は、少なくとも選挙期日の前日（12月13日）までに宛先に到着するようにしなければなりません。

(2) 選挙運動用ビラ

ア 候補者が頒布するもの

- (ア) 候補者1人が頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内で枚数は、70,000枚です。この選挙運動用ビラは、あらかじめ頒布しようとする2種類以内のビラの見本を添えて県委員会に届け出なければなりません。(法142①(1), 規程90)
- (イ) ビラの頒布方法
- a 新聞折込みによる頒布（法142⑥）
 - b 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(1)イ）
 - c 当該候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(1)ロ）
 - d 当該候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(1)ハ）
 - e 候補者が所属する名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(1)ニ）
- (ウ) 選挙運動用ビラには、県委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。(法142⑦)
- (エ) 選挙運動用のビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm（A4判）を超えることができません。(法142⑧)
- (オ) 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。(法142⑨)

イ 候補者届出政党が頒布するもの

- (ア) 頒布できる枚数は、40,000枚に県内の当該政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内で、届け出た候補者に係る選挙区ごとに40,000枚以内です。(法142②)
- (イ) ビラの頒布方法
- a 新聞折込みによる頒布（法142⑥）

- b 当該候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(4)イ）
 - c 当該候補者届出政党の届け出た候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6(4)ロ）
 - d 当該候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（令109の6①ハ）
- (ウ) 選挙運動用ビラには、県委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。（法142⑦）
- (エ) 選挙運動用のビラの大きさは、長さ42cm、幅29.7cm（A3判）を超えることができません。（法142⑧）
- (オ) 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。また、当該候補者届出政党の名称を併せて記載しなければなりません。（法142⑨）

(3) パンフレット又は書籍の頒布

候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等は、本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を頒布することができます。（法142の2①）

ア パンフレット又は書籍の頒布方法

- (ア) 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（法142の2②(1)）
- (イ) 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員の総選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布（法142の2②(2)）

イ パンフレット及び書籍には、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等に所属するものである当該衆議院議員の総選挙における公職の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。（法142の2③）

ウ パンフレット又は書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所並びに同項のパンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければなりません。（法142の2④）

(4) 通常葉書及びビラの作成の公営（法142⑩）

供託金を没収されない候補者は、政令で定める額（別途参考資料参照）の範囲内で、通常葉書及び選挙運動用ビラを無料で作成することができます。

なお、候補者届出政党が頒布する通常葉書及び選挙運動用ビラについては、公営制度はありません。

4 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布

法第142条第1項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます。(法142の3、142の4)

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

ア ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法※により、選挙運動を行うことができます(法142の3①)。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(YouTube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等です。

イ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません(法142の3③、142の5①)。

ウ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます(法142の3②)。

ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません(法129)。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・候補者届出政党・名簿届出政党等に限って頒布することができます(法142の4①)。候補者・候補者届出政党・名簿届出政党等以外の一般有権者は引き続き禁止されています。

イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります(法142の4②・⑤)。

ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません(法142の4④)。

エ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません(法142の4⑥・142の5②)。

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（法142の6）。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為

選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等を利用し文書図画を頒布することができます（法178(2)）。

5 文書図画の掲示

(1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(1), ⑦, ⑨, ⑩）

掲示できる数、規格等については、前記1(3)を参照してください。

イ 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(2), ⑨, ⑩）

ちょうちんの類は1個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類は、選挙運動用自動車に取り付けて使用する限り、数や記載内容の制限はありません。

規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦273cm、横73cm、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cmを超えることはできません。

ウ 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類

特に制限はありません。

エ 演説会場において、演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(4), ⑧, ⑨, ⑩, 法164の2）

(ア) 個人演説会における掲示

会場内にあつては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。ポスター、立札及び看板については数の制限はありませんが、ちょうちんは1個に限られます。

会場外にあつては、演説会の開催中、立札及び看板の類を会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。この立札及び看板の類の数は通じて5を超えることはできませんが、演説会用として使用していないものは、これらを演説会の会場外のいずれの場所においても、選挙運動のために使用できます。なお、この立札及び看板の類には、県委員会が交付する個人演説会用立札看板表示票をつけなければなりません。また、選挙の当日は掲示することはできません。

規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦273cm、横73cm、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cmを超えることはできませんが、ポスター、立札及び看板の類を会場内で使用する場合は制限はありません。

(イ) 政党演説会における掲示

会場内にあつては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。ポスター、立札及び看板については数の制限はありませんが、ちょうちんは1個に限られます。

会場外にあつては、演説会の開催中、立札及び看板の類を会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。この立札及び看板の類の数はその届け出た候補者に係る選挙区ごとに2を超えることはできませんが、演説会用として使用していないものは、これらを演説会の会場外のいずれの場所（その届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に限る。）においても、選挙運動のために使用できます。なお、この立札及び看板の類には、県委員会が交付する政党演説会用立札看板表示票をつけなければなりません。また、選挙の当日は掲示することはできません。

規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦273cm、横73cm、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cmを超えることはできませんが、ポスター、立札及び看板の類を会場内で使用する場合は制限はありません。

オ 屋内の個人演説会場内における映写等の類（法143①(4の2)）

屋内の演説会場内においては、その演説会の開催中映像等の類を掲示することができます。

カ 個人演説会告知用ポスター（法143①(4の3)）

(ア) 規格は、長さ42cm、幅10cmを超えることができません。（法143①）

(イ) 記載内容は、個人演説会を告知するものでなければならず、単に政策のみを記載したり、候補者の氏名のみを記載することはできません。

(ウ) 個人演説会の日時及び場所を記載する欄を設けておかなければなりません。その記載箇所は自由です。また、掲示の際に具体的な日時及び場所を記載しておかなくとも差し支えありません。

(エ) ポスターの表面に、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。次のキの選挙運動のために使用するポスターと合わせて作成し、掲示する場合は、1箇所の記載で足りることになります。

(オ) 掲示できる場所は、市町村委員会が設置するポスター掲示場に限られ、そのポスター掲示場ごとに候補者1人につき1枚に限り掲示するほかは、掲示することができません。（法143③）

キ 選挙運動のために使用するポスター（法143①(5)）

(ア) 候補者個人のポスター

a 規格は、タブロイド版（長さ42cm、幅30cm）を超えることができません。なお、前記カの個人演説会告知用ポスターと合わせて作成し、掲示するときは、長さ42cm、幅40cmを超えることができないこととなります。

b 作成する場合の、紙質、記載内容、色彩についての制限はありませんが、虚偽事項、利害誘導事項の記載については罰則が設けられていますので注意してください。

c ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（法人であるとき

は名称)を記載しなければなりません。(法144⑤)

d 検印を受け又は証紙を貼る必要はありません。

e 掲示できる場所は、市町村委員会が設置するポスター掲示場に限られ、そのポスター掲示場ごとに候補者1人につき1枚に限り掲示するほかは、掲示することができません。(法143③)

(イ) 候補者届出政党のポスター

a 掲示することのできる枚数は、1,000枚に県内の当該政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内で、届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内です。(法143①(5)、144①(1))

b 規格は、長さ85cm、幅60cmを超えることはできません。(法144④)

c 記載内容については、特に制限はなく、候補者の氏名を記載できますが、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所氏名(法人であるときは名称)を記載しなければなりません。また、当該候補者届出政党の名称を併せて記載しなければなりません。(法144⑤)

d このポスターには、県委員会が交付する証紙を貼らなければ掲示することができません。(法144②)

e 掲示箇所については、原則としてどこにでも掲示できますが、次の制限があります。

(a) 国若しくは地方公共団体が所有し、若しくは管理するもの(例：庁舎、街路樹、公園、道路敷地等。道路、道路敷地は、国若しくは地方公共団体が所有し、若しくは管理するものに該当するため、道路敷地にはポスターを掲示することはできませんので、御注意ください。)又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所(例：指定病院等における不在者投票を記載する部屋)には掲示することはできません。ただし、橋りょう、電柱(日本電信電話株式会社、東北電力株式会社の電柱には掲示できないことになっています。)、公営住宅等には承諾を得た場合には掲示できます。(法145①)

(b) ポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者等の承諾を得なければなりません。(法145②)

(c) 承諾を得ないで他人の工作物に掲示されたポスターは、居住者等において撤去できることとされています。(法145③)

f 選挙の期日の前日までに掲示したポスターは、選挙の当日においても掲示しておくことができます。(法143⑥)

なお、選挙の期日後速やかにポスターを撤去しなければなりません。(法178の2)

(2) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド、その他の方法による映写等の類(上記オの場合を除く。)を掲示することは、法第143条1項の禁止行為に該当するものとみなされることとなっていますので掲示できません。(法143②)

(3) 市町村委員会が設置するポスター掲示場には、そのポスター掲示場ごとに候補者 1 人につき個人演説会告知用ポスター及び選挙運動のために使用するポスターをそれぞれ 1 枚に限り掲示するほかは、掲示することができません。(法143③)

(4) 選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター、個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営(法143⑭、164の2⑥)

供託金を没収されない候補者は、政令で定める額(別途参考資料参照)の範囲内で、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター、個人演説会場の立札及び看板の類をそれぞれ無料で作成することができます。

なお、候補者届出政党が掲示するポスター、立札、看板等の類については、公営制度はありません。

6 ポスター掲示場

(1) 市町村委員会は、投票区ごとに政令で定める基準に従い、ポスター掲示場を公衆の見やすい場所に設置し、その設置場所を告示することになっています。(法144の2、令111)

その告示の写しは、市町村委員会で各候補者に交付する分を用意していますので、市町村委員会から交付を受けてください。

(2) ポスター掲示場の掲示面の区画数

ア	第1区	8	区画
イ	第2区	6	区画
ウ	第3区	6	区画
エ	第4区	6	区画

(3) ポスター掲示場に掲示する場所は、掲示面の区画に番号を付しておりますので、立候補届出受理番号と同一の番号の箇所にも 1 枚掲示してください。なお、ポスター掲示場の材質は各市町村によって異なりますので、別添資料に記載されている貼付可能な方法により、ポスターを貼り付けてくださるようお願いします。

7 文書図画の撤去義務(法143の2)

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用したもの並びに演説会場においてその演説会の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車若しくは船舶を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

8 新聞広告

(1) 候補者又は候補者届出政党は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日までの間）、いずれか1の新聞に一定の回数及び寸法以内で、選挙運動のための新聞広告をすることができます。この場合、その場所は記事下に限られ、色刷りは認められておりません。また、同じ新聞に定められた回数を掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

(2) 広告を掲載した新聞の頒布の方法等

広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で、かつ、有償で頒布し、又は県委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示をすることができません。(法149⑤)

県委員会が指定する場所は、次のとおりです。(規程99①, 101)

ア 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）及び販売店の店頭等で、当該新聞を掲示することを常例としている場所

イ 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所で、当該新聞を掲示することを常例とする場所

ウ いわゆる業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所

(3) 新聞広告は、無料で行うことができることとなっています。(法149⑥)

9 政見放送

衆議院小選挙区選出議員選挙においては、候補者個人の政見放送は行われず、候補者届出政党がその政見を放送することとされています。(法150)

(1) 政見放送の実施放送局及び回数

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局及び政見放送の回数は次のとおりです。(規程2①、⑦)

青森県における 候補者届出政党 の届出候補者数	テ レ ビ		ラ ジ オ	
	放 送 局	回数	放 送 局	回数
1人又は2人	日本放送協会 青森放送（株）	1 1	日本放送協会 青森放送（株）	1 1
3人又は4人	日本放送協会 青森放送（株） 青森朝日放送（株）	2 1 1	日本放送協会 青森放送（株）	1 1

(2) 政見放送を行う時間

政見放送を行う時間は、候補者届出政党1について1回につき9分以内です。(規程3)

(3) 政見放送の申込みについて

ア 政見放送の申込みは、候補者届出政党の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは政見放送担当責任者の代理人が、選挙の期日の公示があった日（12月2日）に行わなければなりません。なお、選挙の期日の公示の日の前においても政見放送の申込みをすることができます。

イ 選挙の期日の公示があった日に政見放送の申込みをする場合は、政見放送申込書を添えて、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。この場合の受付は、立候補届出の場所で行います。

ウ 選挙の期日の公示の前における政見放送の申込みは、供託したことを証明する書面を提示して、次に掲げる申込み受付場所及び受付時間内に行ってください。なお、申込みの受付は、各放送局とも11月26日から行う予定です。

放送局	受付場所	受付時間等
日本放送協会	青森放送局	月曜日から金曜日 午前10時から午後4時
青森放送(株)	本社	月曜日から金曜日 午前10時から午後5時
青森朝日放送(株)	本社	月曜日から金曜日 午前10時から午後5時

エ 政見放送の申込みをする際は、経歴放送の字幕の表示事項及び録画の日時について放送局と約定することになっていきますので、必ず申込者の印鑑（政見放送担当責任者又は当該政見放送担当責任者の代理人が申込みする際は、申込者の印鑑に加え当該政見放送担当責任者の印鑑）を持参してください。

オ 政見放送の申込みをしない候補者届出政党については、政見放送を行わないこととなりますので注意してください。

(4) 政見の録音又は録画について

ア 録音・録画の日時及び場所について

候補者届出政党の政見の録音・録画を行う日時及び場所は、①候補者届出政党が自ら政見の録音又は録画を行う場合を除き、②政見放送を実施する放送局がそれぞれ定める日時及び場所のうちから、候補者届出政党の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送の代理人の選択により決定されます。候補者届出政党が正当な理由がなく、決定された録音・録画の日時及び場所に出向かなかったときは、政見放送は行うことができなくなりますので注意してください。

イ 録音・録画の回数

放送局名	録音・録画の回数		備考
	録音	録画	
日本放送協会	1	1	
青森放送株式会社	1	1	
青森朝日放送株式会社		1	

なお、日本放送協会青森放送局及び青森放送（株）がラジオ放送による政見放送のために行う録音は、テレビ放送による政見放送のために録画したものを使用して行うことができます。

ウ 録音・録画の方法

(7) 録音及び録画の方式は、候補者届出政党が自ら政見の録音又は録画を行う場合を除き、次の方法に従って、放送局の定めるところにより行うこととされています。

a 単独方式

着席した1人について政見の録音又は録画を行う方式をいいます。この場合、候補者届出政党は、政見の録画に、当該候補者届出政党の届出候補者の氏名を記載した字幕を使用することができます。

b 対談方式

着席した2人について政見の録音又は録画を行う方式をいいます。この場合、候補者届出政党は、政見の録画に、当該候補者届出政党の届出候補者の氏名を記載した字幕を使用することができます。

c 複数方式

1人の司会者及び当該司会者の紹介で1人ずつ順次登場する届出候補者について政見の録音又は録画を行う方式をいいます。

(イ) 政見の録画に出席する者は、たすき、はちまき、腕章その他特別の意図を表示する服飾の類を着用したり、放送用原稿以外の用具を使用することはできません。

(ウ) その他政見放送の録音又は録画に当たっては、放送局の指示に従って行ってください。

エ 手話通訳を付した録画

衆議院名簿届出政党等は、自ら選定した手話通訳士（1人）を付して政見放送を実施する放送局において政見を録画することができます。（規程8④）

オ 音声機能等に障害のある者についての特例

(7) 候補者届出政党の政見の録音又は録画に出席する者が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳に音声機能若しくは言語機能に障害（3級若しくは4級等）があると記載されている者、あるいはそれと同程度の障害があると都道府県知事、指定都市又は中核市の長が書面で証明した者である場合は、あらかじめ提出さ

れた録音用原稿により放送局が録音したものを使用して政見放送を行うことができます。

(イ) この特例による政見放送を申請する場合は、次の書面を添えて政見放送の申込みを行ってください。

- a 録音物使用申請書
- b 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳等障害の程度を証明した書面
- c 録音用原稿

(ウ) 録音用原稿の作成

録音用原稿（用紙は県委員会にあります。）は、2,500字以内で作成し、固有名詞等で読みにくいものについては、ふりがなを付けてください（ふりがなは字数には含まれません。）。

(イ) その他の事項については、一般の政見放送と同じです。

(5) 候補者届出政党が自ら行う政見の録音又は録画の提出

ア 候補者届出政党は、放送局で政見の録音又は録画を行わない場合は、自らが録音又は録画した政見を放送局に提出することができます。

イ 放送局に提出できる政見の種類は、一の放送局につき1種類に限られますが、当該放送局において行うことができる政見放送の回数が2回以上の場合は、2種類の政見を提出することができます。

なお、録画した政見を使用してラジオ放送による政見放送のために行う録音をさせることもできます。

ウ 提出される政見は、当該政見が放送される放送局において定める技術的基準を満たすものとして当該放送局が認めるものでなければなりませんので、詳細については、放送局と十分な打合せをしてください。

エ 政見の録音又は録画及び放送に当たり、当該政見は、著作権法に規定する著作人格権及び著作権並びに著作隣接権を侵害するものではありませんこととされています。

(6) 政見放送における品位保持

政見放送をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、いやしくも政見放送としての品位を損なう言動はしないようにしてください。

(7) 政見放送の日時及び順序

各候補者届出政党の放送日時及び順序は、選挙の期日の公示のあった日（12月2日）の午後5時30分から、県委員会がくじにより定めます。このくじには、候補者届出政党の代表者又は代理人が立ち会うことができます。

10 経歴放送（候補者の経歴の紹介）

経歴放送は、候補者の氏名又は通称、年齢、当該候補者に係る候補者届出政党の名称、主要な経歴等を選挙人に周知させるため、日本放送協会が行うもので、その回数及び手続は次のとおりです。（法151）

(1) 回数

ラジオ放送によりおおむね10回、テレビジョン放送により1回となっています。

(2) 手続

経歴放送は、候補者の申請を待つまでもなく、放送局がその定めるところに従って行うものですが、実際上は、候補者に対してその氏名又は通称、年齢、当該候補者に係る候補者届出政党の名称、主要な経歴等を記載した文書の提出を求め、これに基づいて、各候補者に平等な放送を行うこととなっています。

この文書の提出は、選挙期日の公示のあった日の午後5時までに行うこととなっています。（選挙の公示日は、立候補届出の場所で申込みを受け付けます。）

なお、文書を提出する際、候補者は、縦4cm、横3cmの候補者の写真を3枚（うち1枚は経歴書に貼付する。）用意する必要があります。

経歴書の記載内容が経歴書として著しく適当でないと認められるときは、放送局は、その修正を求めることができます。

11 個人演説会及び政党演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会をいい、政党演説会とは、その届け出た候補者の選挙運動のために候補者届出政党が開催する演説会をいいます。

(1) 個人演説会及び政党演説会の開催方法等

ア 個人演説会及び政党演説会（以下「個人演説会等」といいます。）は、公営施設使用の個人演説会等とその他の施設使用の個人演説会等とに区分されます。

(ア) 公営施設使用の個人演説会等（法161）

個人演説会等は、次の公営施設を使用して開催することができます。

- a 学校（注1）及び公民館（注2）
- b 地方公共団体の管理に属する公会堂
- c a及びbのほか市町村委員会が指定する施設

これらの公営施設使用の申出があった場合は、その管理者において演説会の開催に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）がなされることとなっており、また、公営施設を使用して行う個人演説会については、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、候補者が行う個人演説会は同一施設については2回目から、候補者届出政党が行う政党演説会は1回目から、あらかじめ費用を納付しなければ開催することができません。なお、施設の管理者がする設備のほかに、候補者又は候補者届出政党が自己負担で他の必要な設備をすることは認められています。

（注1） 学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学

校、ろう学校、養護学校及び幼稚園をいい、国立、公立、私立の別を問いません。小学校の分校は、独立の学校として扱われます。

(注2) 公民館とは、社会教育法第21条に規定する公民館であって、市町村又は公民館設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人が設置したものをいいます。地区等の集会の用に充てるため公民館の呼称をもって設けられた地区所有等の施設は、ここにいう公民館ではありません。

(4) その他の施設使用の個人演説会等

使用できる施設は、前記(7)に掲げるもの以外のもので、例えば、個人の住宅、神社、寺院、劇場等ですが、国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物は、公営施設使用の個人演説会等の場合以外は使用できませんので注意してください。

イ 個人演説会等の開催手続

(7) 公営施設を使用する場合（法163, 令112, 規程121）

a 候補者又は候補者届出政党は、個人演説会等を開催しようとするときは、開催すべき日前2日まで（前々日の午後5時まで）に県委員会があらかじめ配付する「個人演説会開催申出書」又は「政党演説会開催申出書」に必要事項を記載し、開催地の市町村委員会に申し出なければなりません。

この場合、同一の施設につき同時に2以上の開催の申出をしたり、使用日の経過しないうちに新たな申出をすることはできないことになっています。

市町村委員会はこの申出があると、他の候補者又は候補者届出政党からの申出と競合することがないかどうかを確認し、競合しない場合は、直ちにその施設の管理者に通知します。（個人演説会等を開催できないとされた場合は、その旨、候補者又は候補者届出政党に通知されます。）

施設の管理者は、その通知に基づき施設の使用の可否を決定し、市町村委員会及び申出をした候補者又は候補者届出政党に通知します。

候補者若しくはその代理人又は候補者届出政党は、施設の管理者に当該通知書を提示して、個人演説会等を開催することとなります。

b 費用の納付と施設の無料使用

(a) 開催できる旨の通知を施設の管理者から受けたときは、次の(b)の場合を除き施設の使用のために必要な費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません。（令120）

(b) 候補者が行う個人演説会については、候補者1人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに1回に限り無料とされます。（法164）

(c) 上記のほか、開催手続の細目は、市町村委員会の定めるところに従わなければなりません。

(4) その他の施設を使用する場合（法161の2）

候補者又は候補者届出政党は、公営施設以外の施設（民間の施設のことをいいます。）を使用して個人演説会等を開催しようとする場合は、会場使用の可

否、費用等については、所有者あるいは管理者等と交渉して、立候補の届出をした日から個人演説会等を開くことができます。

(2) 個人演説会等の開催に当たっての制限等

ア 開催上の注意

公営施設以外の施設の中には、「建物その他の施設の構内を含む」ものとされているので、工場の空地、小学校等の校庭、玄関先、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会等となります。

また、何ら施設のない所、例えば路地等では個人演説会等は開催できず、もし開催すれば街頭演説になり、法第164条の5の規定に従わなければなりません。

イ 他の演説会の禁止（法164の3）

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会等を除くほかは、いかなる名目によっても開催することはできません。候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催する場合は、禁止行為に該当するものとみなされますので十分注意してください。

ウ 他の選挙の投票日における制限（法165の2）

衆議院議員選挙の選挙運動期間中に他の選挙の投票が行われる場合は、その選挙の投票当日は、その投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離で測ります。）の区域では、午前零時から投票所を閉じる時刻までの間は、個人演説会等を開くことができません。

エ 公営施設の使用制限（令116）

個人演説会等に使用される公営施設は、次のような場合には使用することができません。

(7) 学校の場合は、授業、研究又は諸行事に支障がある場合

(イ) 学校以外の施設の場合は、業務又は諸行事に支障がある場合

オ 個人演説会等の会場の制限（法166）

何人も次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名目によっても個人演説会等を開催することができません。ただし、(7)の建物において公営施設使用の個人演説会等を開催する場合は、この制限はありません。

(7) 国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）

(イ) 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する場合の船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内

(ウ) 病院、診療所その他の療養施設

(注) その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設ですが、あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、アフターケア、助産所の施設は含まれるものと解されています。

カ 演説できる者及び開催時間（法162, 164の4, 令112③）

(7) 個人演説会又は政党演説会の開催者は候補者又は候補者届出政党ですが、演説をする者には制限はありません。したがって、個人演説会において候補者以外の者が演説をする場合、その場所に候補者が現にいないことが必要ではないば

かりか、候補者が全く個人演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音盤を使用することも許されています。

(イ) 開催時間は、公営施設を使用する場合は、1回について5時間を超えることができませんが、公営施設以外の施設の場合は制限がありません。

キ 個人演説会等の会場において用いる文書図画

(7) 個人演説会等の会場の掲示の特例（法164の2, 令125の2）

個人演説会等の開催中、縦273cm、横73cmを超えない立札及び看板の類1以上を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

この立札及び看板の類の数は、個人演説会においては通じて5を、また、政党演説会については届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて2を超えることはできません。個人演説会又は政党演説会用として使用しないものは、これらを個人演説会場又は政党演説会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。ただし、選挙期日の当日は掲示することはできません。

この立札及び看板の類には、県委員会の交付する表示票（個人演説会については交付数5枚、政党演説会については届け出た候補者に係る選挙区ごとに交付数2枚）をつけておかなければなりません。また、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならないことになっています。また、政党演説会用については、候補者届出政党の名称を併せて記載しなければなりません。

個人演説会等の会場外では、この表示票をつけた立札及び看板の類以外の文書図画は、一切掲示することはできません。

(イ) 個人演説会等の会場内における掲示（法143①(4), (4の2), ⑨, ⑩, 令110）

候補者は、次の文書図画を掲示することができます。また、これらの掲示物の表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならないことになっています。

また、政党演説会用については、候補者届出政党の名称を併せて記載しなければなりません。

a ポスター、(7)の立札及び看板の類以外の立札及び看板の類

会場内に掲示する数及び規格の制限はありませんが、会場外には掲示できません。

b ちょうちんの類

会場ごとに1個に限られ、会場外には掲示できません。

規格は、高さ85cm、直径45cmを超えることはできません。

ク 個人演説会等における連呼（法140の2①）

連呼は、原則として禁止されていますが、個人演説会等の会場では許されます。

この場合でも個人演説会等の会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件ですから、窓や入口で外に向かって連呼するようなことはできません。

(3) 公営施設の損害賠償（令122）

候補者若しくは候補者届出政党又は選挙運動員が、個人演説会等の施設又は設備を損傷したときは、候補者又は候補者届出政党がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければなりません。

12 街頭演説

(1) 候補者個人が行う街頭演説

- ア 街頭演説は、立候補届出の際に県委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場所にとどまって、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。したがって、移動しながらする演説及び走行中の自動車上からする演説はできません。(法164の5①(1))
- イ 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。(法164の6①) また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。(法164の6③)
- ウ 街頭演説の場合の選挙運動員等の制限
- (ア) 街頭演説においては、選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えることができません(運転手(選挙運動に使用される自動車1台につき1人に限る。))及び船員は除く。。(法164の7①)
- (イ) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません。(法164の7②)
- (ウ) 街頭演説用腕章は、選挙運動用自動車又は船舶に乗車(船)できる者が着用する乗車(船)用腕章をそのまま街頭演説用腕章として使用することができることとされていますので、その分(4人分)を除いた11枚が県委員会から候補者に交付されます。(法141の2, 164の7②)
- (エ) 街頭演説をする場所では、個人演説会の表示票をつけた立札及び看板の類並びにその場所に停止している選挙運動用自動車(船舶)に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については掲示することができますが、これら以外のポスター、立札及び看板の類は掲示することができません。(法164の2⑤, 143①(2))
- (オ) 街頭演説の場所では、県委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。(法142①(1), ⑧, 令109の6①)
- (カ) 街頭演説の場所においては、連呼行為をすることができることとなっていますが、演説の直前、直後又はその開催中において連呼する場合であって、連呼が主体である場合は認められません。(法140の2①ただし書)
- (キ) 街頭演説においては、選挙運動のため録音盤(テープ・レコーダー等を含む。)を使用して演説をすることができます。(法164の4)
- (ク) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないことになっています。(法164の6②において準用する法140の2②)

(2) 候補者届出政党が行う街頭演説

- ア 候補者届出政党は、選挙運動用自動車（船舶）で停止しているものの車上（船上）及びその周囲で選挙運動のための街頭演説を行うことができます。この場合、標旗を掲げる必要はありません。（法164の5①(2)）
- イ 街頭演説の場所では、当該候補者届出政党の選挙運動用ビラで県委員会から交付された証紙を貼付したビラを頒布することができます。（法142②, 令109の6(4)）
- ウ 候補者届出政党が行う街頭演説においては、選挙運動員の制限はありませんが、その他の制限については、候補者が行う街頭演説の場合と同様です。

13 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名（選挙長から通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称。以下同じ。）、経歴、政見等を選挙人に周知させるため1回発行され、掲載文は候補者が提出し、県委員会が印刷配布することとなっています。（法167）

(1) 記載事項

選挙公報に掲載される事項は、候補者の氏名又は通称、経歴、政見及び写真です。

(2) 掲載申請の手続（法168）

「選挙公報掲載申請書」に掲載文を添えて、県委員会に提出してください。この場合、無帽、正面向き胸像の手札型（縦10.8cm、横8.3cm）の写真1枚（裏面に候補者の氏名を記載する。）を添付する必要があります。この場合、写真は原稿に貼り付けしないでください。なお、写真は白黒で、顔の上下に十分余裕のある鮮明なものを添付してください。

申請書の提出がなく、掲載文のみを提出しても、掲載申請をしたことにはなりませんので注意してください。

(3) 掲載申請期間（法168①）

掲載申請は、公示のあった日（12月2日）の午後5時までの間に行ってください。この期限までに県委員会に到着しないと選挙公報に掲載されないこととなりますので注意してください。

(4) 選挙公報の印刷

選挙公報の印刷は写真製版によりますので、文字、体裁、大きさ等は、原文のまま掲載されます。

(5) 掲載文の修正又は撤回

一度申請した掲載文を修正又は撤回しようとする場合は、「選挙公報掲載文修正（撤回）申請書」を(3)の申請期間内に県委員会に提出してください。

修正しようとするときは、この申請書1部と選挙公報掲載文（修正したもの）1部が必要です。

(6) 選挙公報の掲載の順序（法169⑤、⑥）

掲載順序はくじで決めます。このくじは、公示のあった日（12月2日）の午後5時10分から県委員会事務局で行いますが、候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。

(7) 掲載文の返還

掲載文及び写真は返還しません。

(8) 掲載文記載上の留意点

選挙公報に掲載する掲載文のスペースは、各候補者とも均一ですから、掲載文の記載に当たっては次の事項に留意して、原稿を作成してください。

ア 原稿用紙の使用方法

- (ア) 原稿用紙は、県委員会が交付する原稿用紙のほかは使用することができません。原稿用紙は2枚交付しますが、提出するのは1枚です。
- (イ) 原稿用紙の枠の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるスペースと同じです。
- (ウ) 掲載文は、原稿用紙の枠内（氏名欄及び写真欄を除く。）に記載してください。枠外並びに氏名欄及び写真欄に記載された部分は掲載されませんので注意してください。
- (エ) 氏名欄には候補者の氏名を縦書で記載してください。
当該候補者の届出政党の名称、所属党派、生年月日等は、氏名欄の氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。
- (オ) 原稿用紙の方眼目は、写真には写りません。方眼の枠は掲載文を記載する場合の便宜のために引いたものですので、特にこれにとらわれる必要はありません。

イ 掲載文の記載方法

- (ア) 掲載文は、必ず黒色の色素で記載し、色の濃淡のないようにしてください。
 - (イ) 掲載文の字数には、制限はありません。
 - (ウ) 氏名欄には、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外は使用することができません。
 - (エ) 掲載文には、図、イラストレーション及びこれらの類を用いて記載することができますが、それらの部分の合計面積（（2）の写真の部分を除きます。）は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えることはできません。
 - (オ) 掲載文には、上記（2）の写真以外の写真を掲載することはできません。
 - (カ) あまり小さい字を記載すると、印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。
 - (キ) 体裁を良くするためには、外枠一杯に記載しないで、上下左右に少し空きをとっていただくと見やすくなります。
 - (ク) ボールペン、鉛筆等の用具は用いないでください。
- ウ 原稿用紙を汚損、破損等したため再交付を受けたいときは、県委員会に申し出

てください。

エ その他

- (ア) 県委員会は、規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合、記載した文字が著しく小さい場合、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合等においては、候補者に対して当該文字の記載の修正を求めることがあります。
- (イ) 県委員会は、これらの注意事項に違反した掲載文について修正を求めた場合において、候補者又は代理人がその求めに応じないときは、職権によって修正することがあります。
- (ウ) 選挙公報の印刷の体裁等については、候補者又は代理人は指定をすることができません。
- (エ) 原稿用紙には、折り目やしみをつけないようにしてください。
- (オ) 選挙公報の原稿については、12月1日までの執務時間内に県委員会事務局に持参し、必ず事前審査を受けてください。

(9) 選挙公報の県委員会ホームページへの掲載について

法第6条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として、(4)により作成した選挙公報をPDFファイル化し、県委員会ホームページに掲載します。

ア 掲載期間

選挙の公示日後、準備ができ次第掲載し、投票日当日まで掲載します。

イ 留意点

- ・ ホームページアクセス時における画面表示は、選挙公報のページ単位又は全体となる設定とする予定です。
- ・ 選挙公報を県委員会ホームページからダウンロードし、印刷することは可能な設定となっています。
- ・ ホームページに掲載されたデータの改竄や技術的トラブルによる閲覧不能等により選挙の公正を害するおそれがある場合には、ホームページへの掲載を中止することがあります。
- ・ 選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、政見放送や経歴放送については、県委員会ホームページには掲載しません。

ウ 禁止事項

選挙公報の県委員会のホームページへの掲載を受けて、候補者やその支持者等が、以下の(ア)～(ウ)に掲げる行為をすると、法に抵触するおそれがありますので、特に御注意ください。

(ア) 県委員会ホームページに掲載された選挙公報の全ページをプリントアウトして、不特定多数の者に頒布すること。（法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したものとして、法第146条に抵触するおそれがあります。また、頒布の態様によって、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。）

(イ) 自らのホームページに、選挙公報の全ページを掲載すること。また、特定の候補者等の選挙公報のみを抜粋して掲載すること。（前段については、法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したものと、法第146条に抵触するおそれがあります。また、掲載の態様によって、当該候補者やその支持者等のホームページの画面表示から判断して、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。後段については、法第142条に抵触するおそれが強いです。）

(ウ) 選挙の公示の日以後に、自らのホームページを選挙公報が掲載された県委員会ホームページにリンクさせること。（法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したと認められる場合には、法第146条に抵触します。また、態様によって、当該候補者やその支持者等のホームページの画面表示から判断して、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。）

14 交通機関の利用

(1) 候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が、選挙運動の期間中、青森県内において、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、候補者は、無料で通じて15枚の特殊乗車券（いわゆるパス）の交付を受けることができます。（法176）

(2) 立候補の届出の際に選挙長から「公職の候補者旅客運賃後払証」が15枚交付されます。これに必要事項を記入して、公示の日から選挙当日までの間に、次に掲げる乗車券の発行所に提示してください。また、どの交通機関を選ぶかは全く自由です。

ア 鉄道・・・当該鉄道所属駅（係員配置駅に限る。）

イ 軌道・・・当該軌道所属駅（　　　　　　”　　　　　　）

ウ 一般乗合旅客自動車・・・当該バス会社本社

(3) 特殊乗車券の使用資格者

特殊乗車券を使用することができる者は、候補者、推薦届出者、その他選挙運動に従事する者となっています。

(4) 通用期間

特殊乗車券の通用期間は、発行の日から選挙終了後5日間であり、その期間を経過したときは、速やかに発行所に返さなければなりません。なお、この乗車券を使用して、グリーン車、特別急行、普通急行、寝台等を使用するときは、それぞれの料金を別に支払わなければなりません。

(5) 特殊乗車券を使用資格者以外の者が使用した場合は、これを無効として回収され

ます。また、立候補を辞退した後使用したときもまた同様です。

- (6) 立候補を辞退したとき又は立候補の届出を却下されたときは、直ちにその全部を返さなければなりません。

15 休憩所等の禁止（法133）

休憩所、その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のため設けることができません。

16 選挙運動ができない者

(1) 選挙事務関係者（法135）

ア 投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができません。

イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中どこでも選挙運動ができません。

(3) 一般職の公務員（国家公務員法102、地方公務員法36）

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）ができません。

(4) 未成年者（法137の2）

年齢20歳未満の未成年者は選挙運動ができず、また、何人も未成年者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動でなく、単なる労務に使用することは差し支えありません。

(5) 選挙犯罪者（法137の3）

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を停止された者は、選挙運動ができません。

17 地位利用による選挙運動の禁止

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136の2①）

国又は地方公共団体のすべての公務員（一般職、特別職を問わない。）、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、さらに、公庫の役員及び職員も一切その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力及び便益を利用することとされており、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは、直ちに地位利用による選挙運動となるとはいえませ

ん。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止（法136の2②）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者や候補者となろうとする者を推薦し、支持し又は反対したりする目的で、選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。したがって、公務員等がその地位を利用して関係団体等に対し、特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体の構成員になるよう勧誘したり、投票の割当を指示したりする等の行為は、すべてできないこととなります。

(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137）

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒又は学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とは、その公、私立を問いませんが、各種学校は含まれないので、各種学校の教員等は、公務員でない限り選挙運動はできることとなります。

18 戸別訪問の禁止（法138）

何人も、投票を依頼したり、又は投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、個々面接は禁止されていませんので、個々に選挙人に会った場合に挨拶する行為は、戸別訪問に該当しない限り差し支えありません。

19 署名運動の禁止（法138の2）

何人も、選挙に関し、投票を得又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることができません。

20 飲食物の提供の禁止（法139）

何人も選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物の提供ができませんが、次に掲げる場合は認められます。

(1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられるお茶うけ程度の菓子を提供すること。

(2) 選挙運動員及び労務者（候補者届出政党の使用するものを含まない。）に対して選挙運動事務所で食事するために弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当の数は、候補者1人について、1日15人分（1日3食として45食分）に選挙期日の公示のあった日から選挙の期日の前日までの期間の日数（12日）を乗じて得た数分（45食×12＝540食）の範囲内でなければなりません。

この場合の弁当は、1食について1,000円以内、1日について3,000円以内の弁当料でなければなりません。また、当然選挙運動のための支出ですから、選挙運動

費用に算入されます。(法197の2)

21 氣勢を張る行為の禁止 (法140)

何人も、選挙運動のため、自動車を連れ、又は隊伍を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることができません。

22 連呼行為の禁止 (法140の2)

短時間に一定の文句を連続反復して呼称する、いわゆる連呼行為は、演説会場及び街頭演説(映画の幕間、工場の休憩時間等を利用する単なる演説等を含む。)の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車及び船舶の上において連呼行為ができます。しかし、この場合には連呼行為のできる者は、乗車(船)用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は街頭演説用腕章(乗車船用腕章を含む。)を着けた者に限られます。

なお、選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所、その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません。

23 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限 (法146)

(1) 何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。

(2) 選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布したり掲示したりすることは、禁止を免れる行為とみなされて処罰されることになります。

24 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限 (法148の2)

(1) 何人も、当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び論評を掲載させることができません。

(2) 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前記(1)の供与、饗応接待を受け、若しくは要求し、又は前記(1)の申込みを承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。

- (3) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができません。

25 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も選挙期日後に当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることはできません。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画の頒布又は掲示をすること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等の氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

26 選挙期日後の文書図画の撤去（法178の2）

候補者届出政党のポスター及び個人演説会等の掲示の特例による立札及び看板の類を掲示した者は、選挙の期日後速やかにこれを撤去しなければなりません。

第5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

1 収入、寄附及び支出の定義（法179）

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいうものとされています。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付

の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうものとされています。

なお、政治資金規正法第21条の規定により、会社等は政党及び政治資金団体以外の者に対して寄附をすることが禁止されていますので、政治家個人に対しては、選挙運動に関する寄附も、また、金銭等によらない政治活動に関する寄附も禁止されます。

(3) 支出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいうものとされています。

※ 前記の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています。

2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者

(1) 出納責任者の選任及び届出（法180）

ア 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（以下「出納責任者」といいます。）1人を選任しなければなりません。

ただし、候補者が自ら出納責任者となり、又は候補者届出政党若しくは推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは推薦届出者が当該候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできます。

イ 出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった者を含みます。）は、直ちに届出責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を文書で県委員会に届け出なければなりません。

ウ 候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、出納責任者の選任届出には、その選任について候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければなりません。

(2) 出納責任者の異動（法182）

出納責任者に異動があったときは、出納責任者を選任した者は、その異動事項を、解任又は辞任による異動に関するものについては解任等の通知書を添えて、県委員会に届け出なければなりません。

(3) 出納責任者の職務代行者（法183）

ア 候補者又は候補者届出政党が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行うこととされています。

イ 推薦届出者が出納責任者を選出した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わってその職務を行い、

当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行うこととなります。

ウ 上記により出納責任者に代わってその職務を行う者は、上記(1)イ及びウの例により届け出なければなりません。

(4) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止 (法184)

出納責任者及び同職務代行者の届出並びに異動の届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出することができません。

(5) 会計帳簿の備付け及び記載 (法185)

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

イ 前記アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）及び年月日

ウ 選挙運動に関するすべての支出

エ 前記ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(6) 出納責任者の支出権限 (法187)

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。

(7) 領収書等の徴収 (法188)

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(8) 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出 (法189)

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書をそれぞれ次に掲げる期間内に県委員会に提出しなければなりません。

ア 1回目の報告書は、寄附及びその他の収入並びに支出について、これらを精算し、選挙期日から15日以内

イ 前記アの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

また、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないこととされておりませんが、県委員会で交付する収支報告書の様式には、当該文書の部分が含まれています。

(9) 帳簿及び書類の保存（法191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間、保存しなければなりません。

(10) 収支報告書の公表、保存及び閲覧（法192）

ア 県委員会は、出納責任者から収支報告書の提出があったときは、その要旨を公表することになっています。

イ 県委員会は、当該報告書を受理したときは、受理した日から3年間、保存することになっています。

ウ 何人も、前記イの期間内において、県委員会に対して、報告書の閲覧を請求することができます。

3 選挙運動に関する支出金額の制限（法194, 令127）

(1) 候補者1人につき支出できる選挙運動費用の最高額は、次の算式により算出されます。

$$\text{人数割額(15円)} \times \left(\begin{array}{l} \text{その選挙の期日の公示日において当該} \\ \text{選挙人名簿に登録されている者の総数} \end{array} \right) + \text{固定額(1,910万円)} \\ \text{=法定制限額}$$

(参考) 平成26年9月2日現在の選挙人名簿登録者数による算出額

青森県第1区 15円 × 366,008人 + 19,100,000円 = 24,590,120

よって、法定制限額は、100円未満の端数を100円として 24,590,200円と算出されます。

青森県第2区 15円 × 252,349人 + 19,100,000円 = 22,885,235

よって、法定制限額は、100円未満の端数を100円として 22,885,300円と算出されます。

青森県第3区 15円 × 241,177人 + 19,100,000円 = 22,717,655

よって、法定制限額は、100円未満の端数を100円として 22,717,700円と算出されます。

青森県第4区 15円 × 271,607人 + 19,100,000円 = 23,174,105

よって、法定制限額は、100円未満の端数を100円として 23,174,200円と算出されます。

今回の選挙における法定制限額は、立候補届出の際に通知します。

(2) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないので、これらを選挙

運動費用に算入する必要はありません。したがって、これらについては、出納責任者は収支報告書に記載する必要はありません。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

キ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は、選挙運動費用に含まれません。

(3) 候補者届出政党の選挙運動費用

候補者届出政党が行う選挙運動に関する選挙運動費用の制限はありません。また、選挙運動費用に関する収支報告書を提出することも必要とはされておりませんが、政治資金規正法に基づく収支報告書において、選挙に関する収支を報告することとなります。

4 選挙運動員又は労務者に対する実費弁償又は報酬の支給

(1) 候補者の支給するもの

ア 実費弁償又は報酬を支給できる者（法197の2）

実費弁償は、選挙運動に従事する者及び労務者に支給することができ、報酬は、労務者、県委員会に届け出た選挙運動のために使用する事務員、専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）及び専ら手話通訳のために使用する者に対して支給することができます。

イ 選挙運動に従事する者及び労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の最高額（規程138）

(ア) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の最高額

a 鉄道賃：鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

b 船賃：水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

c 車賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額

d 宿泊料：1夜につき12,000円（食事料2食分を含む。）

e 弁当料：1食につき1,000円、1日につき3,000円

f 茶菓料：1日につき500円

(イ) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる報酬の最高額

a 基本日額 10,000円

b 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

(ウ) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

a 鉄道賃、船賃及び車賃 上記(ア)のa、b及びcに掲げる額

b 宿泊料 1夜につき10,000円(食事料を除く。)

(エ) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる報酬の最高額

次に掲げる選挙運動に従事する者については、県委員会に届け出た者(選挙期日の公示の日から選挙期日の前日までの期間を通じて、250人まで異なる者を届け出ることができる。)の中から合計で、1日について50人までの者に対して次に掲げる額の報酬を支給することができます。(超過勤務手当は支給することができません。)

これらの者に報酬を支給するためには、それらの者を使用する前に、必ず、文書「(報酬を支給する選挙運動のために使用する者の)届出書」で、県委員会に届け出なければなりません。同文書を郵便で差し出す場合においては、引き受け時刻証明の取扱いを受けていれば、そのときに届出をしたこととなります。また、報酬を支給する者を変更する際も、同様に、変更後の者を使用する前に、必ず、県委員会に届け出なければなりません。

なお、県委員会に届出をせずに以下の者に報酬を支給すると買収の推定を受けることとなりますので、御注意ください。

a 選挙運動のために使用する事務員 日額 10,000円

b 車上運動員 日額 15,000円

c 専ら手話通訳のために使用する者 日額 15,000円

(2) 候補者届出政党が支給するもの

候補者届出政党は、当該政党の行う選挙運動のために使用する事務員、車上運動員及び専ら手話通訳のために使用する者に対して次に掲げる額の報酬を支給することができます。

ア 選挙運動のために使用する事務員 日額 10,000円

イ 車上運動員 日額 15,000円

ウ 専ら手話通訳のために使用する者 日額 15,000円

なお、選挙運動員や労務者に対しては、社会通念上妥当と考えられる額の実費弁償を支給することが認められています。また、労務者には、社会通念上妥当と考えられる額の報酬を支給することができます。

5 後援団体に関する寄附等の禁止(法199の5)

(1) 後援団体の寄附の禁止

後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、

供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び衆議院の解散の日の翌日から衆議院議員総選挙の期日までの間にされるものを除く。) をする場合は、寄附をすることができます。

(2) 後援団体の総会等又は後援団体が行う見学、旅行等における饗応接待又は金銭若しくは記念品等の供与の禁止

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、衆議院の解散の日の翌日から衆議院議員総選挙の期日までの間は、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することはできません。

(3) 公職の候補者等の後援団体に対する寄附の禁止

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、法第199条の2第1項の規定にかかわらず、衆議院の解散の日の翌日から衆議院議員総選挙の期日までの間は、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体（政治資金規正法第19条第2項の規定による届出がされた政治団体（資金管理団体）を除く。）に対し、寄附をすることはできません。